

令和7年度 国⽴市⽴国⽴第⼆小學校 学校いじめ防⽌基本方針

学校いじめ防⽌基本方針の意義

いじめの問題は、児童・生徒が楽しく生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。児童（生徒）の尊厳を守るために、保護者や地域の皆様と連携して、いじめの問題に真摯に取り組んでいきます。基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童（生徒）の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防⽌対策推進法及び国⽴市いじめ防⽌対策推進条例等に基づき、いじめの防⽌等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めます。

いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）と一定の関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの理解と防⽌

いじめは、どの学校でも、起こりうるものである。いじめの問題は、多くの児童（生徒）が入れ替わりながら被害も加害も経験することに加えて、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の立場になることもある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。

このため、いじめの防⽌にあたっては、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童（生徒）に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図ることが必要である。

いじめ問題への取組の基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防⽌に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童（生徒）の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防⽌のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

児童（生徒）をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動をうながす。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

学校のいじめ防⽌等の具体的な取組

	未然防⽌	早期発見・早期対応	重大事態への対応
いじめを生まない・許さない学校づくり	○年間を通したあいさつの励行 4.9.1 月に月目標として取り組む ○いじめ防⽌につながる授業の実施 ○職員研修の実施 4 月（いじめ未然防⽌） ○ふわふわ言葉運動 ○SOS の出し方に関する教育 ○生活指導夕会記録シートでの情報共有 ○魅力ある学校づくりを目指した「学校生活満足度調査」（以下 Q-U）の実践と活用	○高学年児童を対象としたスクールカウンセラーによる個別面接の実施（児童の実態により他学年でも実施） ○いじめアンケートの実施 6,11,2 月 ○弁護士によるいじめ防⽌授業	○原因の究明と今後に向けての対策 ○再発防⽌に向けた保護者・地域との連携・体制づくり
児童のいじめ解決に向けた主体的な行動	○ふれあい月間における委員会活動	○ケース会議 必要時随時 ○校内委員会（週 1 回）	○特別活動と連携しての再発防⽌に向けた取組の検討
教員の指導力の向上と組織的対応	○いじめ防⽌基本方針の周知 4 月（以後定期的に行う） ○職員研修の実施 7 月（自殺・いじめ防⽌） ○職員研修の実施 9 月（教員の受け止める力を高める） ○年度末の解消確認と引継ぎ 3 月 ○校内委員会 毎週 ○Q-U 実施研修会	○いじめ防⽌基本方針の周知 4 月（以後定期的に行う） ○いじめ対策委員会（定期）月 1 回 ○職員研修の実施 7 月 ○いじめ対策委員会（臨時）の実施	○原因の究明と再発防⽌に向けてのいじめ対応基本手順の作成と研修の実施 ○いじめ対策委員会（臨時）の実施
保護者・地域・関係機関との連携	○いじめ防⽌基本方針の周知 4 月、9 月（保護者会） ○学校アンケートの実施 12 月	○国⽴第⼆小學校いじめ対策委員会の開催 5,9,1 月	○発生した重大事態に対する誠意ある対応と丁寧な説明 ○緊急保護者会での組織的対応説明 ○再発防⽌に向けての協議

学校でのいじめ防⽌等のための組織

